

香川県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与の
手続に関する規則

平成19年4月1日

規則第12号

(趣旨)

第1条 行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章及び香川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第17号。以下「条例」という。）第3章に規定する不利益処分をするに当たって行う聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続については、法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定により聴聞を主宰する者をいう。
- (2) 当事者 聴聞又は弁明の機会の付与の通知を受けた者（当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。
- (3) 関係人 当事者以外の者であって、不利益処分の根拠になる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
- (4) 参加人 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により主宰者から聴聞に関する手続に参加することを求められ、又は許可された関係人をいう。

(聴聞の通知)

第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による聴聞の通知は、聴聞通知書（様式第1号）により行うものとする。

(聴聞の期日の変更)

第4条 当事者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、行政庁に対し聴聞期日変更申出書（様式第2号）により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、聴聞期日等変更通知書（様式第3号）を当事者及び参加人に通知しなければならない。

（聴聞の機会の放棄）

第5条 当事者は、あらかじめ行政庁に書面で届け出ることにより、聴聞の機会を放棄することができる。

（代理人の資格の証明）

第6条 法第16条第3項（法第17条第3項において準用する場合を含む。）又は条例第16条第3項（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による証明は、代理人資格証明書（様式第4号）を行政庁に提出することにより行うものとする。

2 法第16条第4項（法第17条第3項において準用する場合を含む。）又は条例第16条第4項（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代理人資格喪失届（様式第5号）を行政庁に提出することにより行うものとする。

（参加人の許可等）

第7条 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により、当該聴聞に参加しようとする関係人は、聴聞の期日の4日前までに参加許可申請書（様式第6号）を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による申請に対して参加の許可をしたときは、速やかに、参加許可通知書（様式第7号）を当該関係人に対して通知するものとする。

3 主宰者は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により、関係人に対して聴聞に関する手続への参加を求めるときは、当該関係人に対して依頼するものとする。

（文書等の閲覧手続）

第8条 当事者等（当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人をいう。以下この条において同じ。）は、法第18

条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧をしようとするときは、文書等閲覧申請書（様式第8号）を行政庁に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の際においては、口頭で求めることができる。

2 行政庁は、前項本文の規定による申請があった場合は、当該閲覧の可否を決定し、当該申請があった場所で、直ちに閲覧させるときを除き、速やかに、関係文書等閲覧許可通知書（様式第9号）を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述に必要な準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 行政庁は、聴聞の期日における審理の際に当該閲覧の申請があった場合において、当該審理中に閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定により第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由により拒否したときを除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、関係文書等閲覧指定通知書（様式第10号）を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、当該閲覧の日以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名）

第9条 行政庁は、法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 行政庁は、主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者に事故があるとき若しくは主宰者が欠けたときには、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人）

第10条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定により補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（様式第11号）を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項本文（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項本文（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定により補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、補佐人出頭許可通知書（様式第12号）を当該許可を申請した者に通知するものとする。

3 補佐人の陳述は、当事者等が直ちに取り消さない限り、当該当事者等が自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の審理の公開）

第11条 行政庁は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、速やかに、公開通知書（様式第13号）を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を広域連合の事務所の掲示場に掲示しなければならない。

（聴聞の期日における審理での陳述の制限等）

第12条 聴聞の期日における審理での発言は、すべて主宰者の許可がなければすることができない。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が聴聞に係る事案の範囲を超えて発言するとき、その他聴聞の期日における審理の適正な進行を図るため必要があると認めるときは、発言を制限することができる。

3 主宰者は、聴聞の期日における審理を妨害し、または、その秩序を乱す者に対し、退場を命じることができる。

（陳述書の提出方法）

第13条 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定により陳述書を提出しようとする当事者等は、陳述書（様式第14号）を主宰者に提出しなければならない。

（聴聞調書及び報告書）

第14条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書は、聴聞調書（様式第15号）によるものとする。

2 聴聞調書には、書面、図面、写真その他主宰者が相当と認めるものを添付して、調書の一部とすることができる。

3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書は、聴聞報告書（様式第16号）によるものとする。

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第15条 当事者等は、法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定により聴聞調書又は聴聞報告書を閲覧しようとするときは、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に、聴聞調書等閲覧申請書（様式第17号）を提出しなければならない。

2 主宰者又は行政庁は、当該閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して聴聞調書等閲覧許可通知書（様式第18号）を当該閲覧を求めた当事者等に通知しなければならない。

（参考人の意見聴取）

第16条 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、聴聞に係る事案に関する事項について専門的知識を有する者その他適当と認める者に対して参考人として出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

（弁明書）

第17条 法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定により弁明しようとするときは、弁明書（様式第19号）を行政庁に提出しなければならない。

（弁明の機会の付与の通知）

第18条 法第30条又は条例第28条に規定する弁明の機会の付与するときの通知は、弁明の機会付与通知書（様式第20号）によるものとする。

（弁明書の不提出等の場合における処置）

第19条 行政庁は、提出期限までに弁明書が提出されないとき、又は行政庁が口頭で弁明をすることを認めた場合において、その日時に当事者が出頭しないときは、改めて弁明の機会の付与をすることを要しない。

（準用規定）

第20条 第4条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。
この場合において、同条第1項及び第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

2 第5条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。

（委任）

第 2 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

(行政庁)

聴 聞 通 知 書

次のとおり聴聞を行いますので、^{行政手続法}香川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例
第15条第1項の規定により通知します。

聴聞の件名 (予定される不利益処分 の内容)		
予定される不利益処分の 根拠となる法令又は条例 等の条項		
不利益処分の原因となる 事実		
聴聞の期日	年 月 日 時 分	
聴聞の場所		
聴聞に関する 事務を所掌す る組織の名称、 所在地等	名称	
	所在地	
	電話番号	
聴聞を主宰する者の職氏名		

- 注 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類等を主宰者に提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 やむを得ない理由があるときは、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 4 代理人に聴聞に関する一切の行為をなす権限を委任することができます。この場合には、聴聞期日の4日前までに代理人資格証明書を提出してください。
- 5 聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の期日の4日前までに補佐人出頭許可申請書を提出して主宰者の許可を受けてください。
- 6 正当な理由なく聴聞の期日に出頭しない場合で、陳述書、証拠書類等を提出しないときは、聴聞を終結することがあります。
- 7 聴聞の期日に出頭する際には、この通知書をお持ちください。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）（行政庁）

申出者 住所（所在地）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名 〕

聴 聞 期 日 変 更 申 出 書

次のとおり聴聞の期日の変更を申し出ます。

聴 聞 の 件 名 （予定される不利益処分 の内容）	
既に通知されている聴聞 の期日	年 月 日 時 分
変更の申出を行う理由	

様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

（行政庁）

聴聞期日等変更通知書

年 月 日付けで当事者 から申出のあった件
年 月 日付け 第 号により通知した聴聞については、
次のとおり変更したので、香川県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機
会の付与（等）の手續に関する規則第4条第4項の規定により通知します。

聴聞の件名 （予定される不利益処分 の内容）		
聴聞の期日	変更前	年 月 日 時 分
	変更後	年 月 日 時 分
聴聞の場所	変更前	
	変更後	
事務担当課等		電話番号（ ） ー

年 月 日

（あて先）（行政庁）

当事者又は参加人 住所（所在地）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名 〕

代 理 人 資 格 証 明 書

次の者を代理人として定め、聴聞に関する一切の行為をなす権限を委任したことを証明します。

聴 聞 の 件 名 （予定される不利益処分 の内容）	
代 理 人 の 氏 名	
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 連 絡 先	

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）（行政庁）

当事者又は参加人 住所（所在地）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名 〕

代 理 人 資 格 喪 失 届

次の代理人は、その資格を失つたので届け出ます。

聴 聞 の 件 名 （予定される不利益処分 の内容）	
代 理 人 の 氏 名	
代 理 人 の 住 所	
資 格 喪 失 日	年 月 日

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）（主宰者）

申請者 住所（所在地）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名 〕

参 加 許 可 申 請 書

次の聴聞に関する手続への参加の許可を申請します。

聴 聞 の 件 名 （予定される不利益処分 の内容）	
当 事 者 の 氏 名	
当 事 者 の 住 所	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分
聴 聞 の 場 所	
聴聞に係る不利益処分に つき利害関係を有する理 由	

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

（行政庁）

参加許可通知書

年 月 日付けで申請があった聴聞への参加について、香川県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与（等）の手續に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり許可したので通知します。

聴聞の件名 （予定される不利益処分 の内容）	
参加許可者の氏名	
参加許可者の住所	
事務担当課等	電話番号（ ） ー

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）（行政庁）

申請者 住所（所在地）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名 〕

文 書 等 閲 覧 申 請 書

次のとおり文書等の閲覧を申請します。

聴 聞 の 件 名 （予定される不利益処分 の内容）	
閲覧しようとする文書等 の名称及び内容	

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

（行政庁）

関係文書等閲覧許可通知書

年 月 日付けで閲覧申請があった に関する
聴聞に係る文書等の閲覧については、香川県後期高齢者医療広域連合聴
聞及び弁明の機会の付与（等）の手續に関する規則第8条第2項の規定によ
り、次のとおり許可したので通知します。

閲 覧 の 日 時	年 月 日 時 分
閲 覧 の 場 所	
閲覧しようとする文書等 の名称及び内容	
事 務 担 当 課 等	電話番号（ ） ー

様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

（行政庁）

関係文書等閲覧指定通知書

年 月 日付けで閲覧申請があった に関する
聴聞に係る文書等の閲覧については、香川県後期高齢者医療広域連合聴
聞及び弁明の機会の付与（等）の手續に関する規則第8条第3項の規定によ
り、次のとおり指定したので通知します。

閲 覧 の 日 時	年 月 日 時 分
閲 覧 の 場 所	
閲覧しようとする文書等 の名称及び内容	
事 務 担 当 課 等	電話番号（ ） ー

年 月 日

（あて先）（主宰者）

申請者 住所（所在地）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名 〕

補佐人出頭許可申請書

次のとおり補佐人の出頭の許可を申請します。

聴聞の件名 （予定される不利益処分 の内容）	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐人の連絡先	
当事者又は参 加人との関係	
補佐する事項	

年 月 日

様

主宰者 職 名

氏 名

補佐人出頭許可通知書

年 月 日付けで閲覧申請があった聴聞への出頭について、
香川県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与（等）の手續に
関する規則第10条第2項の規定により、次のとおり許可したので通知します。

聴聞の件名 （予定される不利益処分 の内容）	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
当事者又は参 加人との関係	
補佐する事項	
事務担当課等	電話番号（ ） ー

様式第13号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

（行政庁）

公開通知書

次の聴聞を公開することとしたので、香川県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与（等）の手續に関する規則第11条の規定により、次のとおり通知します。

聴聞の件名 （予定される不利益処分 の内容）	
聴聞の期日	年 月 日 時 分
聴聞の場所	
事務担当課等	電話番号（ ） ー

年 月 日

（あて先）（主宰者）

提出者 住所（所在地）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名 〕

陳 述 書

聴聞の期日への出頭に代えて、次のとおり陳述書を提出します。

聴 聞 の 件 名 （予定される不利益処分 の内容）	
不利益処分の原因となる 事実その他当該事案の 内容についての意見	

注 意見の根拠となる証拠書類又は証拠物があれば添付してください。

様式第15号（第14条関係）

年 月 日	
聴 聞 調 書 主宰者 職 名 氏 名	
聴聞の件名 （予定される不利益処分 の内容）	
聴聞の期日	年 月 日 時 分から 時 分まで
聴聞の場所	
出頭した当事者（代理人・補佐人）の住所及び氏名	
出頭した参加人（代理人・補佐人）の住所及び氏名	
出頭しなかった当事者、参加人、代理人及び補佐人の住所及び氏名	
出頭しなかった当事者（代理人）にあつては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無	
広域連合の職員の職名及び氏名	
広域連合の職員の説明の要旨	
当事者、参加人、代理人及び補佐人の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）	
証拠書類等の標目	
その他参考となるべき事項	

様式第16号（第14条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）（行政庁）

主宰者 職 名
氏 名

聴 聞 報 告 書

次の聴聞が終結したので、行政手続法
香川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例
第24条第3項の規定により報告します。

聴 聞 の 件 名 （予定される不利益処分 の内容）	
不利益処分の原因となる 事実に対する当事者及び 参加人の主張並びにその 理由	
主 宰 者 の 意 見	

年 月 日

（あて先）（主宰者又は行政庁）

申請者 住所（所在地）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名 〕

聴聞調書等閲覧申請書

次のとおり聴聞調書又は聴聞報告書の閲覧を申請します。

聴聞の件名 （予定される不利益処分 の内容）	
閲覧しようとする書類の 名称	

第 号
年 月 日

様

（主宰者又は行政庁）

聴聞調書等閲覧許可通知書

年 月 日付けで閲覧申請があった に関する
聴聞調書等の閲覧については、香川県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁
明の機会の付与（等）の手續に関する規則第15条第2項の規定により、次
のとおり許可したので通知します。

聴聞の件名 （予定される不利益処分 の内容）	
閲覧しようとする書類の 名称	
閲覧の期日	年 月 日 時 分
閲覧の場所	
事務担当課等	電話番号（ ） ー

様式第19号（第17条関係）

年 月 日

（あて先）（行政庁）

申請者 住所（所在地）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名 〕

弁 明 書

次のとおり弁明書を提出します。

弁 明 の 件 名 （予定される不利益処分 の内容）	
不利益処分の原因となる 事実その他当該事案の内 容についての意見	

注 意見の根拠となる証拠書類又は証拠物があれば添付してください。

第 年 月 日 号

様

（行政庁）

弁明の機会付与通知書

次のとおり弁明の機会を付与しますので、^{行政手続法第30条}香川県後期高齢者医療広域連合
行政手続条例第28条^{の規定により通知します。}

弁明の機会の付与の方式は、^{弁明書の提出}口頭^{によるもの}とします。

弁明の件名 (予定される不利益処分の内容)		
予定される不利益処分の根拠となる法令、条例等の条項		
不利益処分の原因となる事実		
弁明書の提出先の課の名称、所在地等及び弁明書の提出期限	課の名称	
	所在地	
	電話番号	
	提出期限	年 月 日
口頭による弁明の機会の付与の場合における出頭すべき日時及び場所	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	

- 注 1 弁明は、広域連合長等が口頭であることを認めたときを除き、弁明書を提出して行います。
- 2 弁明をするときは、証拠書類及び証拠物を提出することができます。
- 3 やむを得ない理由があるときは、弁明の日時の変更を申し出ることができます。
- 4 代理人に弁明に関する一切の行為をなす権限を委任することができます。